

臨床神経心理士制度規則

第一章 総則

(目的)

- 第一条 本制度は、次の各号に定める神経心理学に関連する専門的知識及び技能並びに対人援助職としての能力と倫理観を備えた専門家を養成し、わが国における神経心理学の将来にわたる発展に貢献することを目的とする。
- 一 神経系の構造と機能及びその障害に関する知識
 - 二 神経心理学的検査の実施、評価及び所見の記載に関する知識と技能
 - 三 一に関連する症候の把握とその見立てに関する知識と技能
 - 四 一に関連する医学（含む診断・治療・リハビリテーション）、心理学、神経科学及び広義のリハビリテーションに関する知識
 - 五 関連する他の職との連携に関する知識と技能

(資格名称)

- 第二条 日本神経心理学会と（一社）日本高次脳機能障害学会（以下、両学会）は、前条の目的を達成するために臨床神経心理士を認定する。

第二章 臨床神経心理士資格認定委員会

(臨床神経心理士資格認定委員会の設置)

- 第三条 本制度の維持と運営のために両学会は、共同で臨床神経心理士資格認定委員会（以下、資格認定委員会）を設け、本制度に関する審議を行い、必要な規則を定める。

(資格認定委員会の業務と構成)

- 第四条 資格認定委員会は臨床神経心理士の認定及びそれに関連する必要な業務を行う。
- 2 資格認定委員会は15名以内の委員から構成される。
 - 3 委員は両学会の理事会が選出し、両学会の理事長が委嘱する。
- 第五条 委員長は互選によって決定し、必要に応じて資格認定委員会を召集することができる。
- 第六条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第三章 臨床神経心理士の資格

(資格要件)

- 第七条 臨床神経心理士は次の各号を満たさなければならない。
- 一 公認心理師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、医師のいずれかの資格を有する者
 - 二 日本神経心理学会又は（一社）日本高次脳機能障害学会に3年以上所属し、かつ神経心理学に係わる実務又は教育に関する3年以上の経験を証明できる書類を提出した者。ただし、日本神経心理学会又は（一社）日本高次脳機能障害学会等において発表等の活動が証明できる書類を提出した者に限っては、日本神経心理学会又は（一社）日本高次脳機能障

- 害学会に2年以上所属し、かつ実務又は教育に関する2年以上の経験を証明できる書類を提出した者
- 三 過去5年以内に資格認定委員会が主催する講習会を受講した者
- 四 臨床神経心理士試験（以下、試験）に合格した者

第四章 試験および認定方法

（試験）

- 第八条 試験は多肢選択形式とする。
- 第九条 試験の作問および実施にあたっては、別途細則を定める。
- 第十条 試験の受験を希望する者は、以下の各号に定める書類を資格認定委員会に提出しなければならない。
 - 一 臨床神経心理士受験申請書
 - 二 第七条一号を証明する書類の写し
 - 三 以下のいずれかの書類
 - イ 実務・教育経験証明書
 - ロ 学会活動証明書
 - 四 審査料振込証明書
- 第一一条 試験の合格者は両学会総会、両学会ホームページ、両学会機関誌において公示する。
- 第一二条 両学会理事長は、試験合格者に対して臨床神経心理士認定証を交付する。

第五章 資格更新

（資格更新）

- 第一三条 臨床神経心理士の資格は、5年ごとに更新するものとする。
- 第一四条 日本神経心理学会又は（一社）日本高次脳機能障害学会の学術集会に参加した証明を有し、かつ以下の各号のいずれかに該当する者が臨床神経心理士の資格を更新することができる。
 - 一 日本神経心理学会又は（一社）日本高次脳機能障害学会が主催する所定の講習を受講した証明を有している
 - 二 神経心理学に関連する業績を有している
- 2 更新に関する必要な講習及び業績数は別に定める。
- 第一五条 臨床神経心理士の資格更新を行おうとする者は、次の各号に定める書類を最終年度に資格認定委員会に提出しなければならない。
 - 一 臨床神経心理士資格更新申請書
 - 二 臨床神経心理士資格更新取得単位証明書
 - 三 更新料振込証明書

第六章 資格の喪失・取り消し

（資格喪失・取り消し）

- 第一六条 臨床神経心理士は次の各号のいずれかの理由により、資格認定委員会及び両学会の理事会の議を経て、その資格を喪失する。
 - 一 自らの意志で資格を辞退したとき
 - 二 正当な理由なく臨床神経心理士資格更新を怠ったとき
 - 三 申請に虚偽が認められたとき

四 臨床神経心理士としての名誉を著しく傷つけたとき

第七章 規則の変更

(規則の変更)

第一七条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附則

第一条 本規則は2020年11月20日から施行する。

第二条 本規則の施行についての細則は別に定める。

第三条 第七条三は第2回試験から有効とする。